

## 令和2年7月球磨川豪雨検証委員会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、将来に向かって球磨川流域住民が生命の危険に晒されることなく、安全・安心な生活がおくれるよう、国、県、流域12市町村が連携し、令和2年7月球磨川豪雨災害に関する検証を行うことを目的とする。

（検証内容）

第3条 委員会は、前条の目的のため次の事項を検証する。

- ・ 令和2年7月豪雨の概要について
  - 【気象概要、観測雨量、観測水位】
- ・ 令和2年7月豪雨の被害状況について
  - 【家屋被害、施設被害、人的被害】
- ・ 浸水範囲と氾濫形態について
- ・ 洪水流量の推定について
- ・ 市房ダム等における洪水調節について
  - 【利水ダムの事前放流、市房ダムの操作と効果】
- ・ 「ダムによらない治水を検討する場」での治水対策について
- ・ 「ダムによらない治水を検討する場」でのソフト対策について
- ・ 「球磨川治水対策協議会」で検討していた治水対策について
- ・ 仮に川辺川ダムが存在した場合の効果について
- ・ 初動対応について
- ・ その他委員会で必要と認めた事項

（委員構成）

第4条 委員は、国、県、球磨川流域市町村で構成する。

- ・ 国 （九州地方整備局長）
- ・ 県 （熊本県知事）
- ・ 市町村（八代市長、人吉市長、芦北町長、錦町長、あさぎり町長、多良木町長、湯前町長、水上村長、相良村長、五木村長、山江村長、球磨村長）

（事務局）

第5条 事務局は、国土交通省九州地方整備局及び熊本県に置く。

(情報公開)

第6条 委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事録については公開する。但し、特定の個人・団体の利害に関する事など、公開することが不適切な場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第7条 この規約に定めがない事項は、委員会において定める。

附則

(施行期日)

この規約は、令和2年8月〇日から施行する。